

# 令和3年度鹿沼市施政方針

## 1 はじめに

我が国の経済は、ここ数年来、景気の回復に一定の成果がみられていましたが、突然の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、昨年4月から6月期の実質国内総生産は、年率換算で前期比29.2%の減で「戦後最悪」を記録するなど、大きく落ち込み、依然として大変厳しい状況が続いております。

特に、内外需ともに持ち直しの兆しが見えてきた矢先の昨年秋からの爆発的な感染拡大の影響は大きく、再度発令された緊急事態宣言下での営業活動や外出の自粛などにより、個人消費は再度落ち込み、長期化する閉塞感の中で、先行きは不透明な状況にあります。

こうした中、国においては、3次にわたる補正予算を編成し、「感染拡大防止と社会経済活動の両立」という極めて難しい課題に取り組んできましたが、依然として収束の兆しは見えておりません。

振り返ると、昨年は、まさにコロナに始まり、コロナに終わる1年でした。国民が待ち望んだ東京オリンピック・パラリンピックは延期を余儀なくされ、学校は長期にわたる一斉休校。本市のさつきマラソンや花火大会、鹿沼秋まつりなど、季節を彩る様々なイベントも、多くが中止とせざるを得なくなり、気が付けば、私たちの暮らしや仕事、学び、「当たり前の日常」が全て失われていきました。

こうした混乱のさなか、5月には市長選挙があり、多くの市民の皆様の御支援をいただき、4期目の当選を果たすことができました。

加速する人口減少、多発する自然災害、そして新型コロナウイルスの感染拡大等、このかつてない難局において市の舵取りを担う使命と未来への責任の大きさに、改めて身の引き締まる思いであります。

## 2 令和3年度の施策展開

まずは、直面する最優先の課題として、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいります。

大切な人の生命や健康、暮らしをしっかりと守るとともに、現場感覚を大切にしながら本当に困っている人たちに寄り添い、手を差し伸べるような施策を、スピード感を持って展開してまいります。

また、今年度は、第7次総合計画の最終年度として、諸施策を着実に推進するとともに、これまでの成果や課題をしっかりと検証し、次期総合計画につなげてまいります。

## (1) 予算

本市の財政は、新型コロナウイルス感染症の影響により、歳入の根幹である市税の大幅な減少が見込まれるなど、極めて厳しい状況にあります。

こうした中、令和3年度の予算は、限られた財源を最大限有効に活用するため、歳出全般にわたり事業の必要性や手法等について精査し、優先順位を見極め、「選択と集中」による財源の再配分を行うとともに、各種基金や市債の効果的な活用等により市税減収に伴う一般財源の不足額を確保するなど、厳しい財政状況下にあっても、対応すべき課題にしっかりと対応できる市政運営を念頭に編成作業を進めてまいりました。

一般会計では、対前年度比3.6パーセントの減の403億円、また、水道事業会計・下水道事業会計を除く特別会計総額は、対前年度比1.2パーセント増の201億6,168万円とし、未来に向け、今取り組むべき施策の着実な実行に重点を置いた「着実・実行型」の予算案としました。

## (2) 総合計画の体系ごとの施策

### ア 人を育む

総合計画の1つ目の基本目標、“人を育む”においては、コロナ禍で経済的にも心理的にも不安が大きくなる中、安心して子どもを産み、育てられるよう、引き続き、子育て世代包括支援センター「いちごっこかぬま」での切れ目のない支援をはじめとした総合的な子育て支援に取り組んでまいります。

また、「こども総合サポートセンター」においては、子どもに関する様々な相談をワンストップで受け付け、専門スタッフによる質の高い支援を継続してまいります。さらに、児童虐待の一因でもある「子どもの貧困」の実態を調査し、課題解決のための取組を進めてまいります。

保育関係では、少子化や女性就業率の動向を見極めながら、多様な保育ニーズに的確に対応できるよう、引き続き、民間保育園等の施設整備を支援いたします。

また、子育て世代の負担を軽減するため、多子世帯における第3子以降の国民健康保険税均等割の減免を実施いたします。

次に、教育の分野では、国が進める、いわゆる「GIGAスクール構想」の実現に向けた環境整備を推進し、ICT機器の積極的な活用に向けてまいります。

併せて、教員の指導力向上とALTを活用した英語教育の拡充・強化を図り、児童生徒の学力向上を目指します。

さらに、地域の皆さんが学校運営に参画する「コミュニティスクール」の導入を推進し、「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。

また、こうした活動が安全で快適に実施できるよう、学校や図書館、学校給食共同調理場などの計画的な改修や修繕を行い、教育環境の整備に努めてまいります。

スポーツ交流の促進については、コロナの感染状況を注視しつつ、市民の皆さんの健康と安全を最優先に事業を展開してまいります。

特に、「オリンピック・パラリンピック」については、その開催について、コロナウイルスの関係で不確実な部分もありますが、いずれにしましても、国際理解と福祉への関心を深めるきっかけともなることから、「オリンピック聖火リレー」に続いて「パラリンピック聖火フェスティバル」などの関連事業に取り組むとともに、来年の「いちご一会とちぎ国体」の開催に向けた準備を着実に進めてまいります。

## イ 人が活きる

2つ目の基本目標“人が活きる”においては、まず、これまで取り組んできた「地域の夢実現事業」での各地域の主体的な課題解決の機運を尊重し、次のステージでは、さらなる市民主体の協働のまちづくりを推進するための制度設計を進めてまいります。

併せて、地域の皆さんの活動拠点となる北犬飼コミュニティセンターの早期オープンを目指すとともに、西大芦コミュニティセンターの整備にも着手いたします。

また、新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別、生活不安やストレス等からのDVの増加、深刻化が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、引き続き、積極的に人権啓発事業を推進するとともに、他市に先駆けて創設したパートナーシップ制度や医療の意思表示カードの理解促進を図るなど、多種多様な人々が互いに認め合う社会の形成を推進いたします。

「産業の振興」については、コロナ禍における中小企業の事業継続と経営の安定化を支援するほか、シェアオフィス等の誘致を含め、今後の「新たな日常」への移行や、デジタル化を見据えた事業展開を促進いたします。

また、新産業団地整備事業の造成工事に向けた用地買収を県と共同で進めるとともに、コロナ収束後も見据え、花木センターの「道の駅」化に着手いたします。

特に、花木センターは、本市の玄関口としての魅力を高め、幅広い世代の誘客を促進し、さらなる交流人口や関係人口の増加、地域の活性化につなげてまいります。

「農業の振興」では、食に対する安全安心や多様化する消費者ニーズに応え、産地間競争を勝ち抜くための農畜産物の生産支援と新規就農対策、中山間地域における新規作物の導入に引き続き取り組んでまいります。

「林業の振興」では、森林経営管理制度に基づき、意向調査や集積計画の作成を行い、森林整備を着実に推進するとともに、木材需要の拡大と担い手の育成に努めてまいります。

次に、「地域福祉の推進」については、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域住民や関係機関等との地域連携ネットワークの構築を図るとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

「障がい者支援」では、総合的・専門的な相談支援体制の充実・強化を図るため、基幹相談支援センターを整備します。

さらに、市民の健康づくりのため、予防を基本とした取組を推進し、特に、新型コロナウイルスの接種については、専門の部署を設け、多くの市民の皆さんがスムーズに受けられるよう準備を進めております。

## ウ まちを創る

3つ目の基本目標“まちを創る”では、人口減少、超高齢社会の到来における都市の方向性を示した「鹿沼市立地適正化計画」を踏まえ、コンパクトシティ・プラス・ネットワークによる持続可能なまちづくりを推進してまいります。

「交通ネットワークの整備」としては、重点事業であるJR鹿沼駅東側における都市計画道路の整備をはじめ、通学路を中心に安全で安心な道路整備を計画的に進めてまいります。

また、近年、地球温暖化が原因と思われる自然災害が増加していることを踏まえ、鹿沼市として「気候非常事態宣言」を行い、自然環境の保護、ごみの削減、二酸化炭素の排出抑制などのさらなる普及啓発を推進するとともに、「いちご市プラごみゼロ運動」などを展開しながら、SDGsに掲げられた資源循環型、低炭素社会の実現を目指してまいります。

併せて、市民生活にとって欠かせない「粗大ごみ処理施設」の大規模改修と一般廃棄物最終処分場「鹿沼フェニックス」の第二期工事に向けた準備を進めます。

「水循環の保全」では、持続可能な経営に向けて、引き続き、上下水道施設の計画的な更新と受益者負担の適正化に努め、安全で安心な水環境を確保してまいります。

特に、老朽化が進んでいる黒川終末処理場については、下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的に改修してまいります。

鹿沼の魅力を発信する「営業戦略」においては、庁内の横の連携を強化し、実効性の高い「いちご市」のPRを推進するとともに、「新たな生活様式」でのデジタルを活用した効果的なシティプロモーションに取り組んでまいります。

また、「観光資源の活用」では、南摩ダムと併せて整備が予定されている水源地域振興拠点の用地取得を進めてまいります。本市西北部振興のための新たな交流拠点として令和6年度の完成、オープンを目指してまいります。

「防災体制の強化」では、自主防災会の組織化をはじめ、地域における防災体制の強化を図るとともに、今年度から新たに運用を開始した情報伝達システムの加入促進と有効活用を図り、情報発信力を強化してまいります。

さらに、令和元年東日本台風による被害からの復旧・復興については、引き続き、県など関係機関と連携しながら着実に進めてまいります。

「消防救急の充実」では、複雑かつ多様化する災害現場に対応する高度なスキルを身に付けるため、消防訓練塔を整備いたします。

そして、昨年着工した新庁舎整備事業については、工事が順調に推移しており、今年度の8月には一部完成した庁舎への引越しが予定されております。令和5年度春の完全開庁に向け、着実に推進してまいります。

併せて、行財政経営の面でも、組織のスリム化や「縦割り行政」の打破を目指すとともに、経営感覚を持ち、業務を俯瞰できる職員を育成することにより、生産性を高め、引き続き、健全財政の堅持に努めてまいります。

さらに、Society5.0の実現に向けた第一歩として、RPA、AI-OCRを導入し、庁内のデジタル化を進めながら、業務の効率化と職員のスキルアップを図ります。

### (3) 新しい課題への対応

昨年夏の大芦川における川遊び客の大幅な増加による路上駐車やごみ、トイレの問題などの課題に対しましては、11月に発足した庁内プロジェクトチームが地域の皆さんとともに対策を検討しておりますが、警察など関係機関と連携しながら、できることから早急に対応してまいります。

近年、行政に求められるニーズは、日々変化し、多様化、複雑化しております。さらに、新型コロナウイルスがそうであったように、今後も思いもよらない難題、新たな課題に直面する可能性が考えられます。

今後も、地域の皆さん一人ひとりの意識を高めるとともに、各種団体やNPO、企業など、多様な主体が継続して活動に関わるための仕組みづくり、「自助・共助・公助」のあるべき姿を模索しながら、地域課題の解決に積極的に取り組んでまいります。

### 3 結びに

冒頭で申し上げましたとおり、新型コロナウイルスが猛威を振るう中、ウイルスという「見えない敵」との戦いは、今なお続いております。

しかし、明るい兆しも見えてまいりました。最先端の科学の力により、ウイルスの解明が進み、治療法も徐々に明らかになってきました。ワクチンの開発も進み、接種の準備も急ピッチで進められております。

また、今回のコロナ禍をきっかけとして、大きく変革されるものもあります。例えば、人口の密集している大都市で爆発的に感染が拡大したことは、大都市の意外な弱みを露呈する結果となり、また産業面においても規模の拡大路線の持つリスクなども明らかになったところです。

国においても、昨年12月に改訂した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、今回の感染拡大が、「テレワークの普及と地方への関心の高まり」「地方へのひとの流れ、企業の意識・行動変容」に影響があったとしています。

実際、東京都では、昨年7月から転出が転入を上回る「転出超過」の状況が続いており、この「人の流れの変化」は、人口減少が加速している本市にとっても、チャンスであると感じています。

さらに関連して、感染防止のための「非対面型」「非接触型」への行動変容は、地域の様々な分野におけるデジタル・トランスフォーメーションを推進し、生産性を向上させるきっかけになるだけでなく、行政手続における押印の省略やオンライン化など、行政改革につながるものも多くあります。

このような「新しい流れ」を力にして、改革を加速するとともに、新たな発想を大胆に施策に取り入れてまいりたいと考えております。

そして、未来に希望をつなぎ、市民の皆さんとともに、「持続可能なまち」、「笑顔あふれるやさしいまち」の創造に向けて、市政運営に取り組んでまいりますので、引き続き、御支援、御協力をお願い申し上げまして、令和3年度の施政方針といたします。

令和 3 年第 1 回 鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 報告第 1 号 専決処分事項の報告について  
(工事請負契約の変更)

平成 30 年 7 月 20 日 第 48 号議案として議決された鹿沼市立北小学校校舎耐震改修工事（建築工事）について、その後一部設計変更により、982,367,000 円となるので、契約の金額を変更したものである。

(参照条文) 地方自治法

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

議会において議決した工事又は製造の請負に関し、設計変更等により必要があるときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）別表第 3 に規定する金額の 5 パーセント以内においてその契約を変更すること。

◎ 報告第 2 号 専決処分事項の報告について  
(工事請負契約の変更)

令和 2 年 7 月 1 日 第 55 号議案として議決された TKC いちごアリーナ（鹿沼総合体育館）空調改修工事について、その後一部設計変更により、236,764,000 円となるので、契約の金額を変更したものである。

(参照条文) 報告第1号と同じ。

- ◎ 報告第 3号 令和3事業年度公益財団法人鹿沼市農業公社事業計画及び予算の報告について
- ◎ 報告第 4号 令和3事業年度公益財団法人鹿沼市花木センター公社事業計画及び予算の報告について

公益財団法人鹿沼市農業公社及び公益財団法人鹿沼市花木センター公社の令和3事業年度における事業計画及び予算に関する書類を法の定めるところにより提出するものである。

(参照条文) 地方自治法

第243条の3 第1項 省略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

第3項 省略

- ◎ 議案第 1号 専決処分事項の承認について  
(令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第9号))

歳入については、国庫支出金の増額を計上し、歳出については、保健衛生事務費、予防接種費等の増減額を計上したもので、この補正額を33,662,000円の増とし、予算総額を56,399,435,000円とするものである。



(参照条文) 地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意（中略）については、この限りでない。

第2項 省略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

第4項 省略

◎ 議案第 2号 令和3年度鹿沼市一般会計予算について

令和3年度の一般会計予算は403億円、対前年度比3.6パーセント減で「着実・実行型予算」としたところである。

歳入については、自主財源の根幹をなす市税において、新型コロナウイルス感染症の影響により市民税を中心に大幅な減少が見込まれるほか、依存財源の地方交付税や地方消費税交付金、地方譲与税など、国の動向や前年度決算見込を考慮して計上したものである。

また、市債については、後年度の財政運営への影響を考慮し、対象事業の厳選に努めながら、新庁舎整備事業等16事業に係る建設事業債等を計上したほか、一般財源の不足額を確保するため、臨時財政対策債の効果的な活用に努めた。

歳出については、直面する喫緊の課題として新型コロナウイルス感染症対策事業、災害復旧及び消防訓練塔の整備等をはじめとした防災機能の強化、新庁舎整備事業、JR鹿沼駅東側の整備、新産業団地の整備、花木センター道の駅化、水源地域振興拠点の整備、気候非常事態宣言関連事業、いちご市推進事業、子育て環境の充実、制度融資等の地域経済活性化事業、大芦川流域の自然・生活環境保全、地域の夢実現事業、国体リハーサル大会としていちご一会国体関連事業に重点的に取り組むほか、新規事業として、西大芦コミュニティセンターの整備への

着手、「茂呂保育園」の分園整備の支援、粗大ごみ処理施設の長寿命化、一般廃棄物最終処分場の整備、基幹相談支援センターの創設による障がい福祉施策の充実、さつき祭り50周年記念事業、国民健康保険税の多子世帯の減免、地域文化の保存・伝承支援、また、継続事業としては、第8次総合計画の策定、移住定住の促進、介護保険施設の整備、幼児教育及び保育機能の充実、森林整備と鹿沼産材販路拡大、農林業基盤の整備、道路橋りょうの長寿命化を含む道路整備、学校施設の整備、東京オリンピック関連事業などに係る経費を計上し、教育、福祉の充実や都市基盤の整備促進を図るものである。

なお、債務負担行為及び地方債については、それぞれ第2表及び第3表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号 省略

(2) 予算を定めること。

第3号から第15号まで及び第2項 省略

◎ 議案第 3号 令和3年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算について

一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、一般被保険者医療給付費分等を計上し、この財源として、国民健康保険税、県支出金、繰入金等を充て、予算総額を10,259,800,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 4号 令和3年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計予算について

公設地方卸売市場施設維持管理費等を計上し、この財源として、使用料及び手数料、繰入金、諸収入等を充て、予算総額を13,000,000円とするものである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 5 号 令和 3 年度鹿沼市介護保険特別会計予算について

居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費等を計上し、この財源として、保険料、国県支出金、支払基金交付金、繰入金等を充て、予算総額を 8,737,000,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 6 号 令和 3 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算について

健診事業費、後期高齢者医療広域連合納付金等を計上し、この財源として、後期高齢者医療保険料、繰入金等を充て、予算総額を 1,151,300,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 7 号 令和 3 年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算について

財産管理費等を計上し、この財源として、繰入金等を充て、予算総額を 222,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 8 号 令和 3 年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算について

財産管理費等を計上し、この財源として、繰入金等を充て、予算総額を 360,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 9 号 令和 3 年度鹿沼市水道事業会計予算について

収益的収入及び支出においては、収入総額を 1,543,808,000 円、支出総額を 1,417,855,000 円計上し、資本的収入及び支出においては、収入総額を 1,067,811,000 円、支出総額を 1,981,166,000 円計上するものである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 10 号 令和 3 年度鹿沼市下水道事業会計予算について

収益的収入及び支出においては、収入総額を 2,568,638,000 円、支出総額を 2,184,823,000 円計上し、資本的収入及び支出においては、収入総額を 775,797,000 円、支出総額を 1,668,485,000 円計上するものである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 11 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 10 号) について

歳入については、使用料及び手数料、国県支出金、寄附金等の増減額を計上し、歳出については、バス路線対策費、障害者自立支援事業費、体育施設整備事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を 21,299,000 円の減とし、予算総額を 56,378,136,000 円とするものである。

なお、繰越明許費及び地方債の補正については、それぞれ第 2 表の 1、第 2 表の 2、第 3 表の 1 及び第 3 表の 2 のとおりである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 1 2 号 令和 2 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

歳入については、繰入金、諸収入等の増減額を計上し、歳出については、国民健康保険事務費、償還金等の増減額を計上したもので、この補正額を 6,160,000 円の減とし、予算総額を 10,405,268,000 円とするものである。

（参照条文） 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 1 3 号 令和 2 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

歳入については、保険料、国庫支出金等の増減額を計上し、歳出については、介護給付費準備基金積立金等の増減額を計上したもので、この補正額を 9,650,000 円の増とし、予算総額を 8,712,344,000 円とするものである。

（参照条文） 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 1 4 号 令和 2 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

歳入については、後期高齢者医療保険料、繰入金等の増額を計上し、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金等の増額を計上したもので、この補正額を 29,783,000 円の増とし、予算総額を 1,174,274,000 円とするものである。

（参照条文） 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 15 号 令和 2 年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算（第 2 号）  
について

歳入については、諸収入等の増減額を計上し、歳出については、財産管理費等の減額を計上したもので、この補正額を 1,408,000 円の減とし、予算総額を 3,911,000 円とするものである。

（参照条文） 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 16 号 令和 2 年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算（第 2 号）  
について

歳入については、財産収入及び繰入金の増減額を計上し、歳出については、財政調整基金積立金の増額を計上したもので、この補正額を 3,714,000 円の増とし、予算総額を 4,644,000 円とするものである。

（参照条文） 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 17 号 令和 2 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 2 号）に  
ついて

資本的収入及び支出において、収入総額及び支出総額をそれぞれ 36,242,000 円増額補正するものである。

なお、地方債の補正については、第 1 表のとおりである。

（参照条文） 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第18号 辺地に係る総合整備計画の変更について

令和元年8月9日議案第53号として議決された上久我辺地及び令和2年12月21日議案第107号として議決された上・中粕尾辺地に係る総合整備計画について、辺地における計画事業の変更を行うためのものである。

(参照条文) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

第2項から第7項まで 省略

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

◎ 議案第19号 工事請負契約の変更について

令和2年1月29日第2号議案として議決された鹿沼市新庁舎整備建設工事について、その後一部設計変更により、5,601,959,000円となるので、契約の金額を変更するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号から第4号まで 省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

第6号から第15号まで及び第2項 省略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得  
又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）  
第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければなら  
ない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造  
の請負とする。

◎ 議案第20号 市道路線の認定について

千渡、樅山町及び緑町3丁目地内における開発行為及び藤江町地内における県  
営藤江地区土地改良（区画整理）事業に伴い、新たに築造された道路を市道とし  
て認定するためのものである。

（参照条文） 道路法

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道  
路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合にお  
いては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。  
い。

第3項から第5項まで 省略

第10条 第1項及び第2項 省略

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定に  
よる都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項か  
ら第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路  
線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

◎ 議案第21号 市道路線の廃止について

藤江町地内における県営藤江地区土地改良（区画整理）事業に伴い、道路形態  
のなくなった市道を廃止するためのものである。

（参照条文） 議案第20号と同じ。



◎ 議案第 2 2 号 市道路線の変更について

千渡地内における開発行為及び藤江町地内における県営藤江地区土地改良（区画整理）事業に伴い、関係する市道の起点及び終点を変更するためのものである。

（参照条文） 議案第 2 0 号と同じ。

◎ 議案第 2 3 号 鹿沼市男女共同参画推進条例及び鹿沼市人権施策推進審議会条例の一部改正について

諮問・答申機関である審議会の設置の趣旨に鑑み、委員の構成を見直すためのものである。

（参照条文） 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第 2 号から第 1 5 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 2 4 号 鹿沼市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

本市の厳しい財政状況を考慮し、令和 3 年度における市長、副市長及び教育長の給料月額について、それぞれ 1 0 0 分の 5 に相当する額を減額することにより、当面の適切な財政運営に資するためのものである。

（参照条文） 議案第 2 3 号と同じ。

◎ 議案第 25 号 基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

ひと・まち・しごと創生鹿沼市総合戦略に位置付けられた事業の財源に充てるため、鹿沼市地方創生基金を新設するためのものである。

(参照条文) 議案第 23 号と同じ。

◎ 議案第 26 号 鹿沼市手数料条例の一部改正について

コンビニエンスストアにおける証明発行手数料の額を引き下げるとともに、関係法令の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の区分を見直すためのものである。

(参照条文) 議案第 23 号と同じ。

◎ 議案第 27 号 鹿沼市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

本市の人権行政を総合的かつ円滑に推進するため、南部地区会館の管理・運営を教育委員会から市長に移管するためのものである。

(参照条文) 議案第 23 号と同じ。

◎ 議案第 28 号 鹿沼市環境基本条例の一部改正について

諮問・答申機関である審議会を設置の趣旨に鑑み、委員の構成を見直すためのものである。

(参照条文) 議案第 23 号と同じ。

◎ 議案第 29 号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について

第3子以降の子どもに係る均等割を減免することにより、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、国民健康保険税の軽減対象となる所得の基準を見直すためのものである。

(参照条文) 議案第 23 号と同じ。

◎ 議案第 30 号 鹿沼市介護保険条例の一部改正について

介護保険事業計画の策定に伴い、令和3年度から5年度までの介護保険料の額等を定めるためのものである。

(参照条文) 議案第 23 号と同じ。

◎ 議案第 31 号 鹿沼市前日光つつじの湯交流館条例の一部改正について

施設の利用に係る使用料の額を見直すためのものである。

(参照条文) 議案第 23 号と同じ。

◎ 議案第 32 号 鹿沼市道路占用料条例の一部改正について

道路法施行令の一部改正に伴い、国道の道路占用料に準じて占用料の額を見直すためのものである。

(参照条文) 議案第 23 号と同じ。

◎ 議案第 3 3 号 鹿沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部改正について

鹿沼木工団地内の建築制限を緩和し、保育所の建築を可能とすることにより、  
就業者の子育て環境の充実を図り、もって木工業の振興に資するためのものであ  
る。

(参照条文) 議案第 2 3 号と同じ。

◎ 議案第 3 4 号 鹿沼市都市公園条例の一部改正について

市民の利用に供する施設の拡大を図るため、鹿沼総合体育館に新たに整備する  
第 2 軽運動室の使用料を定めるためのものである。

(参照条文) 議案第 2 3 号と同じ。

◎ 議案第 3 5 号 鹿沼市気候非常事態宣言について

地球温暖化などの気候変動による異常気象の脅威に対し、市、市民、事業者等  
が危機感を共有するとともに、豊かで美しい自然環境と市民のいのちを守るため  
の持続可能な社会を実現し、次世代に継承していくための行動を明らかにするた  
めのものである。

(参照条文) 鹿沼市議会の議決すべき事件を定める条例

第 2 条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

第 1 号から第 3 号まで 省略

(4) 都市宣言の制定 (中略) に関すること。

第 5 号 省略

◎ 議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員小太刀見代子氏が令和3年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 人権擁護委員法

第6条 第1項及び第2項 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

第4項から第8項まで 省略

◎ 議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員堀田雅男氏が令和3年6月30日をもって任期満了となるので、新たに藤村哲氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 議案第36号と同じ。

